

令和7年度環境保全型農業直接支払交付金（環境直払）について

※ 内容について、令和7年1月時点の情報をもとに作成しています。

1. 制度について

地域でまとまりをもって実施する、「地球温暖化防止」、「生物多様性保全」に効果の高い営農活動に対して、追加的コスト(掛かり増し経費)を交付金により支援する制度です。※裏面に対象取組一覧を掲載しています。

支援の要件

- 市内の農業振興地域内の農地における対象取組（裏面）の実施
※市街化区域（農振除外地・都市計画税対象農地等）での取組みは対象外
- 特別栽培農産物認証を取得していること ※有機農業の場合は不要
- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- 農業者2戸以上の申請団体に所属または一定の条件を満たす農業者等
- 「環境負荷低減のチェックシート」の取組を実施していること

2. 確認事項



■ 第3期（令和7年度～）制度見直し内容について ※一部抜粋

- ・水田からのメタン排出量削減に配慮するため、一部取組は「メタン対策」をセットで実施
- ・「堆肥の施用」の最低投入量の引下げに伴う取組一本化及び単価変更
- ・「IPM・畦畔除草・秋耕 or 稲わら腐熟促進資材」が「総合防除」に取組一本化及び単価変更
- ・「有機農業」の取組を重点的に支援するため、交付単価を増額（令和9年度まで）
- ・令和9年度以降は『みどり認定』を受けていることを環直の要件とすることを検討中

■ 「堆肥の施用」の散布期限について

令和7年度申請は堆肥の散布期限が令和8年1月末のため、令和8年2～3月の散布については次年度の申請対象になります。

■ 交付金額について

本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがありますので、承諾できる方のみ申請してください。

3. 申請方法



- ①：記入例を参考に、**営農計画書に取組番号を記入**してください。
- ②：取組番号を記入した**営農計画書のコピー**を**令和7年2月20日（木）まで所属の申請団体へ提出**してください。

※令和7年度より新規団体を組織して申請する場合も同様とします。

<記入例>

計画積	水稲品種名 転作物名	収量 等級	基準 単収 kg	特別 栽培 等の 状況	異動の内容(転作等) (売買・貸借・受委託等の相手名・集落名)	航空 防除	集落 営農 担い手 集 落	転作物 の出荷先	環境 保全 直払
	はえぬき	19		直播 有機 特裁			集 落 担い手	自家用 JA出荷 JA以外の出荷先	1
	飼料用米 ふくひびき	19		直播 有機 特裁			集 落 担い手	自家用 JA出荷 JA以外の出荷先	
	つや姫	19		直播 有機 特裁			集 落 担い手	自家用 JA出荷 JA以外の出荷先	8

＜ 対象取組一覧 ＞

取組番号	対象取組	交付単価 (円/10a)	取組内容
1	堆肥の施用 ※水稲はメタン対策 (下記のとおり)	3,600 (年度あたり) 1,800 3,600	○炭素貯留効果の高い堆肥を作物の栽培期間の前後いずれかに施用する取組 ・成分が証明された、C/N比10以上の堆肥であること。 ・原材料中の鶏糞の割合が5割以上の堆肥は対象外。 水稲：400kg/10a以上の施用(800kg/10a以上も同額) 水稲以外：800kg/10a以上の施用 ※R6年度あたりは400kg/10aが1,800円、800kg/10aが3,600円
7	総合防除 ※水稲はメタン対策 (下記のとおり)	4,000	○水稲IPM(総合的病害虫雑草管理)実践指標項目の6割以上の達成、水稲生育期間中(定植前を含む)に草刈機械等による5cm程度の高刈畦畔除草を3回以上実施(除草剤使用不可)等を組み合わせた取組 ・同時に「多面的機能支払」から畦畔除草の交付金を受けることはできません。
8	有機農業 水稲・畑作物(野菜、大豆等)・果樹	14,000	○有機JAS認定の水準に合致する化学肥料・農薬を使用しない取組 ・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。 ・播種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと。 ・有機JAS認定を取得していない場合は、JAS認定と同程度の資材証明、現地確認等が必要。 ・山菜、永年性飼料作物は対象外。 加算取組について 「炭素貯留の高い取組」をする場合 ・堆肥の施用、緑肥の施用(カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培)又は炭の投入を同一要件で実施すること。 ※堆肥・緑肥の施用の場合はメタン対策をセットで実施
22	十炭素貯留の高い取組	16,000	
9	雑穀類(そば等) 飼料作物	3,000	
10	炭の投入	5,000	○主作物の栽培期間の前後いずれかに炭を施用する取組 ・50kg/10aまたは、500ℓ/10a以上投入すること。 ・植物を炭化して製造した購入炭又は自家製炭が対象。 ・自家製炭は、もみ殻や果樹選定枝を市販の炭化装置を用いて販売元の示す炭化方法に従って十分に炭化させたもの。 ※申請前に要確認

メタン対策 ※制度見直しに伴う令和7年度以降の追加要件

- 主作物が水稲であり、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、炭素貯留効果の高い有機農業加算の取組を実施する場合に、**メタン対策(前年度の秋耕、前年度の湛水不実施、稲わら腐熟促進資材の施用)のいずれか最低1つを実施することが要件となりました。**※実施が確認できない場合は交付対象外
- 前年度の秋耕については、見直し初年度のR7のみ主作物後の秋耕でも可とし、当該秋耕をR8申請の前年度の秋耕としても申請することを可とされております。
- 秋耕はメタン対策に位置付けられたことから取組対象外となります。

※過去の実績に基づき、主要な取組一覧を記載しています。上記以外の取組を希望される場合は、2月中旬まで以下の問合せ先にご連絡ください。

なお、制度内容の詳細につきましては、農林水産省のホームページをご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

＜問合せ先＞

■鶴岡市役所農政課	難波	TEL : 35-1295	■藤島庁舎産業建設課	工藤	TEL : 64-5809
■羽黒庁舎産業建設課	菊池	TEL : 62-2527	■櫛引庁舎産業建設課	和田	TEL : 57-2114
■朝日庁舎産業建設課	小野寺	TEL : 53-2117	■温海庁舎産業建設課	奥井	TEL : 43-4616